

# 桐朋中学校・桐朋高等学校 いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめの防止のための対策は、学校、家庭その他の関係者等の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

本校は、上記理念に則り、本校に在籍する生徒の保護者及びその他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止および早期発見に取り組むとともに、本校に在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

桐朋中学校・桐朋高等学校（以下「本校」という。）は、生徒の尊厳を保持する目的の下、学校、家庭その他の関係者が連携し、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第13条の規定に基づき、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「いじめ防止基本方針」（以下「学校の基本方針」という。）を策定するものである。

## 第1 いじめ防止基本方針の策定等

### 1 学校の基本方針の策定

学校の基本方針は、下記の事項について定める。

- (1) いじめの防止
- (2) いじめの早期発見
- (3) いじめへの対処
- (4) 学校の基本方針の評価

### 2 いじめ対策委員会の設置

#### (1) 趣旨

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

#### (2) 構成

校長、中学・高校の両部長、中学・高校の両生活指導部主任、各学年主任、学校生活コーディネーター（養護教諭）等の教職員

#### (3) 設置期間

委員会は、常設の機関とする。

#### (4) 所掌事項

委員会は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むにあたって、中心となる役割を担い、以下の内容を所掌する。

- ・いじめの防止等に関する取り組みの実施や具体的な年間計画の作成等に関すること。
- ・いじめの相談、通報の窓口に関すること。

- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有に関すること。
- ・その他いじめの防止に関すること。

## 第2 いじめの防止

### 1 いじめの防止等への啓発活動

生徒、保護者及び教職員に対して、インターネットを通じて行われるいじめを含めた、いじめ防止等への理解を深めるために、啓発活動を行う。

### 2 いじめ防止のための教育の充実

生徒に対して、いじめ防止等のために、講習や体験活動等の充実を図る。

### 3 教職員の資質向上に係る措置

教職員に対して、いじめの防止等のために、校内研修等により資質の向上を図る。

## 第3 いじめの早期発見

### 1 相談体制の整備

生徒及び保護者に対して、いじめの早期発見のために、相談体制を整備する。

### 2 定期的な調査その他の必要な措置

生徒に対して、いじめの早期発見のために、いじめに関する調査その他必要な措置を講じる。

### 3 いじめの疑いのある事案を把握した時の措置

生徒、保護者及び教職員から、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるとの通報を受けた場合等、在籍する生徒がいじめを受けていると思われる時は、委員会を中心として、速やかに事実の有無の確認を行うための措置等に着手し、確実な対応を取る。

## 第4 いじめへの対処

### 1 いじめがあったことが確認された事案への措置

- (1) 学年を中心とした対応チームを発足し、委員会に発覚の事実を報告する。
- (2) 必要に応じて、質問票の使用や聴き取り調査等により、事実の有無の確認を行うための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒への対応  
事実確認とともに、いじめを受けた生徒の気持ちを受け入れて、該当生徒の状況に応じた支援を行うとともに、その保護者に対しても適切な支援を行う。  
いじめを受けた生徒等が安心して教育を受けられるための必要な措置を講じる。

- (4) いじめを行った生徒への対応  
いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを行った生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を行う。
- (5) 保護者間での情報の共有等  
いじめを受けた生徒の保護者と、いじめを行った生徒の保護者との間で争いが起きることがないように、いじめの事案に係る情報を、これらの保護者と共有するなど必要な措置を行う。
- (6) 校内機関との連携  
いじめの事案に係る情報を、スクールカウンセラーとも共有する。
- (7) 警察等の校外機関との連携  
いじめの内容に鑑みて、必要がある場合は所轄警察署等と協力・連携して対処するものとする。

## 2 重大事態への対処

- (1) 重大事態調査委員会の設置  
いじめ防止対策推進法に規定される重大事態が生じた場合、その対処及び重大事態と同種の事態の発生を防止するために、重大事態調査委員会を設置する。  
(構成)  
校長、中学・高校両部長、その他教職員等および外部の専門家を構成メンバーに加える  
(設置期間)  
調査委員会は、重大事態の発生ごとに設置する。  
(所掌事項)  
調査委員会は、重大事態に係る事実関係を明確にするために、調査を行う。
- (2) いじめを受けた生徒及び保護者への対応  
調査委員会における調査・分析が完了した時点で、いじめを受けた生徒及び保護者に対して、事実関係等の調査・分析結果を報告するとともに、適切かつ真摯に対応する。なお、加害者側に報告する場合には、事前にいじめを受けた生徒及び保護者へ報告内容についての了解を得る。
- (3) 学校の設置者及び東京都（私学部）への報告等  
重大事態が発生した時及び調査結果について、速やかに学校の設置者である法人及び東京都（私学部）にその旨を報告する。  
重大事態への対処について、必要に応じて、学校の設置者及び東京都（私学部）と連携、協力して重大事態への対応を行う。

## 第5 学校の基本方針の評価

委員会を中心として、全教職員により、学校の基本方針の検証を行い、必要に応じて見直しを図る。